

第13 消防機関へ通報する火災報知設備

「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」(平成8年2月16日付消防予第22号)、「火災通報装置の設置に係る指導・留意事項について」(平成8年8月19日付消防予第164号)、「消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件の運用上の留意事項について」(平成28年8月3日付消防予第240号)によるほか、次によること。

1 設置場所等

- (1) 省令第25条第2項の規定によるほか、自動火災報知設備の設置を要する防火対象物にあっては、自動火災報知設備の受信機又は副受信機と併設すること。
- (2) 夜間など時間帯によって常時人がいる場所が宿直室、スタッフステーション等に移動する場合は、当該場所に遠隔起動装置を設けること。
- (3) 遠隔起動装置を設ける場合は、火災通報装置の本体を設けた場所との間で通話ができる装置を設けること。
- (4) 一の防火対象物に火災通報装置設置義務対象の部分(以下「設置対象部分」という。)が2以上あり、その管理について権原が分かれている場合は、一の管理権原ごとの対象の部分に火災通報装置を設置すること。

ただし、当該防火対象物全体を管理する防災センター等がある場合は、当該防災センター等に火災通報装置本体を設置するとともに、それぞれの設置対象部分に当該防災センター等と非常電話、インターホン等により相互に通話できる設備を設置した場合は、この限りでない。

なお、この場合、それぞれの設置対象部分に遠隔起動装置を設けることが望ましい。
- (5) 同一敷地内における2以上の防火対象物(いずれも消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務があるもの)について、主たる棟に火災通報装置の本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟(以下この号において「別棟」という。)に、次に掲げる要件に適合する場合に限り、別棟について政令第32条の規定を適用することができる。
 - ア 火災通報装置本体又は別棟に設置される遠隔起動装置(以下この号において「代替遠隔起動装置」という。)の一は、防災センター等に設置されていること。

ただし、無人となることがある別棟に設置される代替遠隔起動装置については、多数の目に触れやすく、かつ、火災に際し、速やかに操作することができる箇所又は防災センター等に設置することをもって代えることとすることができる。
 - イ 主たる棟と別棟の管理権原を有する者が同一であること。
 - ウ 通報内容に支障がないこと。
 - エ 主たる棟と別棟の防災センター等相互間で同時に通話することのできる装置が設けられていること。

2 通報内容

蓄積音声情報の通報内容は、原則として次によることとし、(1)から順次行うこと。

- (1) 通報信号音
- (2) 自動火災報知設備が作動した旨又は火災である旨の通報メッセージ
- (3) 通報対象物の所在地
- (4) 通報対象物の名称
- (5) 通報対象物の電話番号(代表電話番号とする。2回繰り返すこと。)
- (6) 呼び返し案内メッセージ

[例示]

手動起動装置が操作されたことにより起動する場合

ピ、ピ、ピ ピ、ピ、ピ

火事です 火事です

こちらは

伊勢市(玉城町、度会町)〇〇町〇番地(〇〇丁目〇番〇号)

〇〇〇〇(通報対象物名)

電話番号は〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇です

逆信してください(あらかじめ録音された内容でもよい)

自動火災報知設備との連動機能により起動する場合

ピン、ポーン ピン、ポーン

自動火災報知設備が作動しました

こちらは

伊勢市(玉城町、度会町)〇〇町〇番地(〇〇丁目〇番〇号)

〇〇〇〇(通報対象物名)

電話番号は〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇です

逆信してください(あらかじめ録音された内容でもよい)

3 配線

遠隔起動装置から火災通報装置までの配線は、省令第12条第1項第5号の規定によること。

4 ISDN 回線への接続等について

ISDN 回線への接続については、「火災通報装置の ISDN 回線への接続等の取扱いについて」(平成12年11月30日付消防予第266号)によるものとする。

5 自動火災報知設備との連動起動について

自動火災報知設備と連動して起動する場合、自動火災報知設備の連動起動メッセージが送出されている間に、手動起動装置の通報ボタンを押した時は、即時に手動起動のメッセージに切替わるよう設定すること。